都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 245. 3 ha	中原区井田杉山町地内において、箇所番号1を廃止する。高津区根ケ谷4丁目地内において、箇所番号2を廃止する。高津区久末地内において、箇所番号340を廃止する。宮前区有馬1丁目地内において、箇所番号143を廃止する。宮前区小台1丁目地内において、箇所番号143を廃止する。宮前区野5丁目地内において、箇所番号269を廃止する。宮前区野5丁目地内において、箇所番号269を廃止する。宮前区野5丁目地内において、箇所番号269を廃止する。宮前区野5丁目地内において、箇所番号365及び366を廃止する。宮前区東5丁目地内において、箇所番号365を廃止する。宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号565を廃止する。宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号79、442及び443を廃止する。多摩区宿河原6丁目地内において、箇所番号79、442及び443を廃止する。多摩区菅加份3丁目地内において、箇所番号179を廃止する。多摩区菅加份3丁目地内において、箇所番号179を廃止する。多摩区菅加份5丁目地内において、箇所番号179を廃止する。多摩区菅加份5丁目地内において、箇所番号179を廃止する。本生区土禅寺東4丁目地内において、箇所番号467を廃止する。麻生区土禅寺東4丁目地内において、箇所番号467を廃止する。麻生区土禅寺東4丁目地内において、箇所番号68を廃止する。麻生区黒川地内において、箇所番号349を廃止する。麻生区黒川地内において、箇所番号357を廃止する。高津区上麻生6丁目地内において、箇所番号65を縮小する。高津区上作延5丁目地内において、箇所番号68を縮小する。高津区下作延5丁目地内において、箇所番号68を縮小する。高津区下作延5丁目地内において、箇所番号23を縮小する。高津区人末地内において、箇所番号23を縮小する。高市区有馬47目地内において、箇所番号236を縮小する。宮前区有馬471世地内において、箇所番号296を縮小する。宮前区有馬471世地内において、箇所番号236を縮小する。宮前区有馬471世地内において、箇所番号296を縮小する。宮前区野川本町2丁目地内において、箇所番号296を縮小する。宮前区野川本町2丁目地内において、箇所番号356及び370を縮小する。

面積	備考
約 245.3 ha	宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号523を縮小する。 宮前区東有馬5丁目地内において、箇所番号574を縮小する。 多摩区生田2丁目地内において、箇所番号18を縮小する。 多摩区長沢4丁目地内において、箇所番号262を縮小する。 麻生区栗木台1丁目地内において、箇所番号342を縮小する。 中原区下小田中6丁目地内において、箇所番号125を拡大する。 高津区末長1丁目地内において、箇所番号193を拡大する。 高津区千年地内において、箇所番号225を拡大する。 高津区久末地内において、箇所番号258を拡大する。 宮前区初山1丁目地内において、箇所番号468を拡大する。 宮前区野川本町2丁目地内において、箇所番号731を拡大する。 高津区北野川地内において、箇所番号731を拡大する。
	合計箇所 1,554

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進む中で、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。また、指定から30年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面積	備考
新	約 <u>245.3</u> ha	箇所数 <u>1,554</u>
Iβ	約 <u>248.9</u> ha	箇所数 <u>1,582</u>
増減	— 3. 6 ha	箇所数 - 28

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

川崎市

中原区

井田杉山町、上小田中6丁目及び下小田中6丁目地内

高津区

梶ケ谷4丁目、久末、上作延1丁目、下作延5丁目、末長1丁目、千年及び北野川地 内

宮前区

有馬1丁目、有馬4丁目、小台1丁目、菅生5丁目、平5丁目、野川本町2丁目、南野川2丁目、初山1丁目、初山2丁目、東有馬2丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目、土橋1丁目及び土橋3丁目地内

多摩区

宿河原5丁目、宿河原6丁目、菅仙谷3丁目、菅馬場2丁目、登戸、南生田2丁目、 生田2丁目及び長沢4丁目地内

麻生区

王禅寺西7丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺東5丁目、岡上3丁目、黒川、上麻生6丁目及び栗木台1丁目地内

経 緯 書

川崎都市計画生産緑地地区

都市計画決定 (変更) の経緯

平成 3 年 4 月26日	生産緑地法改正
平成 3 年 6 月21日	都市計画決定(川崎市告示第255号)
平成 3 年 9 月10日	改正生産緑地法施行
平成 4 年11月13日	都市計画変更(川崎市告示第331号)
平成 5 年 8 月11日	都市計画変更 (川崎市告示第348号)
平成 5 年12月24日	都市計画変更(川崎市告示第483号)
平成 6 年12月22日	都市計画変更 (川崎市告示第387号)
平成 7 年12月26日	都市計画変更(川崎市告示第445号)
平成 8 年12月26日	都市計画変更(川崎市告示第622号)
平成 9 年12月26日	都市計画変更(川崎市告示第610号)
平成10年12月25日	都市計画変更(川崎市告示第653号)
平成11年12月24日	都市計画変更(川崎市告示第511号)
平成12年12月7日	都市計画変更(川崎市告示第625号)
平成13年3月30日	都市計画変更(川崎市告示第133号)
平成13年12月27日	都市計画変更(川崎市告示第533号)
平成14年12月17日	都市計画変更(川崎市告示第519号)
平成15年12月15日	都市計画変更(川崎市告示第546号)
平成16年12月20日	都市計画変更 (川崎市告示第609号)
平成17年12月21日	都市計画変更(川崎市告示第541号)
平成18年12月18日	都市計画変更(川崎市告示第560号)
平成19年12月27日	都市計画変更(川崎市告示第720号)
平成20年12月22日	都市計画変更(川崎市告示第712号)
平成21年12月21日	都市計画変更 (川崎市告示第652号)
平成22年12月21日	都市計画変更(川崎市告示第665号)
平成23年11月30日	都市計画変更 (川崎市告示第702号)
平成24年11月21日	都市計画変更(川崎市告示第705号)
平成25年12月4日	都市計画変更(川崎市告示第792号)
平成26年12月3日	都市計画変更(川崎市告示第643号)
平成27年12月3日	都市計画変更(川崎市告示第605号)
平成28年12月 5 日	都市計画変更(川崎市告示第687号)

平成29年12月 5 日 都市計画変更 (川崎市告示第604号) 平成30年8月9日 都市計画変更(川崎市告示第456号) 平成30年11月29日 都市計画変更(川崎市告示第635号) 令和 元年11月20日 都市計画変更(川崎市告示第367号) 令和 2年11月26日 都市計画変更(川崎市告示第637号) 都市計画変更(川崎市告示第595号) 令和 3年12月 2日 都市計画変更(川崎市告示第596号) 令和 4年11月14日 令和 5年 4月12日 都市計画変更(川崎市告示第229号) 令和 5年11月28日 都市計画変更 (川崎市告示第580号) 令和 6年10月31日 都市計画変更(川崎市告示第497号)

今回の都市計画変更の経緯

令和6年11月11日~ 生産緑地地区指定申し出受付期間 令和6年12月10日

令和7年 9月 3日~ 法定縦覧 令和7年 9月17日

令和7年10月31日 都市計画審議会 令和7年11月 6日 告示